

購読の申し込みは
日本医労連へ
購読料 年間1,500円(送料込)
(組合員の購読料は組合費に含む)
送金口座 中央労金荒川支店(普通預金)1123296
郵便振替00160-6-84866
ホームページ <http://www.irouren.or.jp/>
電子メール n-ask@irouren.or.jp

医療労働者

医療・介護・福祉労働者の生活と権利、国民の命と健康を守る

第1821号 2024年2月22日
編集・発行
日本医療労働組合連合会
〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5
日本医療労働会館3階 TEL03(3875)5871
発行 毎月2・4木曜日
(昭和36年9月15日)
(第三種郵便物認可)

ストライキってなに??

「ストライキの手引き」で理解を深めよう!

日本医労連では、学習資料「ストライキの手引き」を作成し、活用を呼び掛けています。24春闘での大幅賃上げ実現にむけて、しっかり準備して回答指定日に備えましょう。手引きの内容の一部を紹介します。

(1) はじめに

ストライキは、憲法で認められた労働者の当然の権利です。経営者と「対等」の立場に立ち、要求を前進させる有効な手段がストライキです。

私たちは、医療・介護労働者が置かれている低賃金・劣悪な労働条件を改善し、国民の医療・介護・福祉・社会保障を守るために経営者(使用者)・自治体・政府に要求書を提出し、要求実現のために交渉を重ねます。しかし、経営者(使用者)などが誠意ある回答を行わない場合、全国の仲間と連帯し、ストライキに取り組むことは、切実な要求を実現する上であたりまえのことといえます。経営者(使用者)などが、誠意ある回答を示せば、ストライキに入る必要はありません。

ストライキに入るも入らないも経営者(使用者)の姿勢次第。ストライキを実施するのは、要求前進のためです。「この要求だけはどうしても譲れない」と組合員全員が一致団結することが重要です。

(2) ストライキってなに?

ストライキは、労働者による争議行為の一種で、雇用側(使用者)の行動に反対して被雇用側(労働者あるいは労働組合)が労働を行わないで抗議することです。国の最高法規である日本国憲法で「国民の権利及び義務」を定めた第3章28条に「勤労者の権利」として、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」として、いわゆる「労働3権」の団体行動権に、ストライキが含まれています。

(3) ストライキで職場を変える・国の政策を変える!

ストライキはその病院と労働組合の労使関係の中で行われるものですが、公益事業である医療・介護の場合、多くの要求が診療報酬や介護報酬など国の制度との関わりがあります。また、私たち医療・介護労働者のストライキは、政府の医療費などの削減政策と対峙する側面も持ちます。政府の社会保障予算の削減方針によって、患者・住民は地域の医療提供体制をはじめ、保険料の引き上げや、保険給付の縮小など大きな被害を受けています。低賃金や過重労働では、医師や看護師等が退職し、病院存亡の危機にもなります。

私たちのストライキの決行は、政府の政策と方針に対するアピールでもあり、患者・住民のみなさんに大きく宣伝して運動を広げ、支援を求めていく必要があります。

医療・介護現場のストライキ、とりわけ日本医労連の統一ストライキの場合は、医療・介護労働者の置かれている状態や、医療・介護・福祉問題などをアピールし、それらを守る運動の一環と位置付けて実施していく必要があります。



早めの準備と意志統一 24年春の仲間ふやし交流集会

成功させよう 100%加入

すべての単組・支部で「仲間ふやし」の体制を
2月10日、日本医労連は加盟組織の単組・支部を対象に春の仲間ふやし交流集会を開催しました。
日本医労連の1000近くある単組・支部が支援し合いながら「医労連の仲間ふやし」に取り組み、春の拡大月間の拡大目標(1万5000人の達成も不可能ではないとして、「新人加入100%」をはじめとする組織拡大月間の取り組みを成功させようと思いを統一しました。

24春闘は組織拡大の好機
コロナ禍以降、医療・介護現場では人員不足や過重労働が続く、そのことがハラスメントなど新たな問題を生み出す悪循環に陥っています。さらには、異常な物価高騰にもかかわらず、医療・介護従事者の賃金だけが上がらないことへの不安や怒りが鬱積しています。一方で、23春闘以降、労働組合のたたかいで医療・介護の現場にも「賃上げ」の情勢を切り開いてきました。集会では、24春闘は仲間をふやす「絶好のチャンス」だと

増勢の力ぎは
日本医労連が行っている2つの組織調査を照らし合わせると、「年7回以上」の拡大報告がある単組・支部の半数以上で年間の組合員数が「増勢」となっているという結果が表れています。一方、調査対象となった約900の単組支部のうち、年間の拡大月数が「1回以下」の組織が77.8%に及んでいます。また、4月期に新歓に取り組みでい

る単組・支部は3割台前半に落ち込んでいます。こうしたデータを踏まえ、集会では「職場の中での取り組み(毎月拡大)を増やすこと」や単組同士が協力して「新歓に取り組み組合を増やすこと」が「増勢の力ぎ」であると提起されました。
グループワークで実践練習が大切と実感
グループワークでは、昨春の集会で実施した愛知県医労連の「5分間説明会」のシミュレーションを再度実践しました。YouTubeにアップされている動画を使えば、早めの準備と意志統一の大切さや、新人・先輩役に分かれ



たロールプレイによる練習方法が学べます。事前の計画、当日の人員配置、そしてロールプレイと、事前の準備を万端にして新人加入100%を成功させましょう。
※動画はこちらから(限定公開なので組織内での使用にとどめて下さい)

3・13 回答指定日
3・14 ストライキ含む全国統一行動日

脈路

皮肉なことに、家族が集まって1年の門出を祝う機会が人生の明暗を分けられた。一月月たっても春がわかないという。今回の震災の最大の難関の一つが道路だ。しかし、まったく最初から何もなかったわけではない。能登鉄道が穴水から一番の被災地、珠洲まで走っていたのだ。2005年に廃線となった石川県社協協は、全自治体をまわる社保協キャラバンを年に1回、20年以上行っている。能登の自治体との懇談では、様々なサービスにたどりつく交通手段が大きな課題となっていた。いままた断水が続いている。飲み水より、排水、洗濯、食器洗い、トイレ。組合員の仲間がコインランドリーにならんでいる。老朽化した水道管の問題だと。くわしくはわからないが、水道管の維持は、水道料金を財源としていたという。工事をすると水道料金にはねかえる。こんなバカなことが現実として起きている。能登に4つの公的病院がある。震災前に4自治体から要請があり、奥能登統合病院の検討が予定されていた。能登空港に高度急性期をともなった統合病院だそう。能登北部は、地域医療構想でも高度急性期のベッドが足らず議論されていた。震災で足りのりどころで奮闘している医療従事者がいる時に統合の議論はしてほしく無い。馳知事は創造的復興という言葉をよく口にする。今度も要注意だ。

見て聞いて話して感じた 第18回憲法・平和交流集会

日本医労連憲法・平和対策委員会は、2月11日～12日に、東京都・入谷区民館で第18回憲法・平和交流集会を開催しました。集会には、2全国組合12県医労連から37人が参加し、講演や分散会、靖国神社の見学と遊就館の見学で平和を守ることの大切さを学びました。

平和を守ることの大切さを広げる意思統一

はじめに、日本医労連佐々木悦子中央執行委員長は、開会あいさつで、「政府は、軍事費増額や大企業優先の税政を進める一方で、生活関連予算を軒並み削減しようとしている。二度と白衣を戦場の血で汚さない」先輩たちの決意を引き継ぎ、この集会を通して平和を守るための意思統一を呼びかけました。続いて、学習講演は、明治学院大学国際平和研究所研究員の木下ちがや氏が

目で見て平和を考える

2日目は、靖国神社に集合し、元教員の東海林氏をガイドに靖国神社境内と遊就館の見学を行いました(詳細は別掲)。靖国神社に初めて訪れる参加者も多く、靖国神社の戦争を賛美する姿勢を目の当たりにして驚く参加者も。目で見て、平和を考える機会と

見て平和を考えた 靖国神社見学

2日目は、靖国神社第一鳥居の前で集合し、境内の見学を行いました。参加者は、広い境内を歩き回りながら、靖国神社がどのような経過で建てられているのか説明をうけました。

境内の様子

境内には、大きな鳥居や戦友会が寄贈した桜の木など様々なものがあり、ガイドの説明を受けながら境内をまわりました。本殿に向かう道中には、戦争を賛美するようなレリーフが施された灯籠も点在していました。

遊就館見学

境内見学を終えたあとは、遊就館の見学を行いました。遊就館の常設展は、戦争を否定せず、悲惨さもなかったかのような展示でした。

大燈籠

富国徴兵保険相互会社が寄贈した大燈籠には、戦争賛美



いるが、私たちは、マインドコントロールされないように正しい情報を選択できる術を身に付け、憲法9条をまもる運動を強化しなければならぬという思いになった」などの声が寄せられました。

賃上げ勝ちと意思統一を 民医連・生協労組 2024春闘対策会議

日本近代の100年を振り返る

講演は「変わりゆく世界のなかで、医療介護・労働組合の意義から平和と民主主義を考えてみる」と題して話がありました。

はじめに日本近代の100年を振り返りながら、戦後の高度経済成長により日本は、大きな発展を遂げ、国民も豊かになっていく成功体験を積んできた時代となりました。また日本人の生活と社会観も、この100年間の日本の国家と社会経済のあり方に規定されてきたとしました。

2010年代と2020年代の兆候

次に2010年代と2020年代の兆候について触れ、2010年代に入り、平和を尊重する戦後民主主義の枠組みが大きく崩れてきているとしました。また2010年は、戦争体験者が

変わりゆく世界のなかで、 医療介護・労働組合の意義から 平和と民主主義を考えてみる



木下ちがや氏

消えていく時間として、民主主義への信頼度あるいは「価値」が下がってきていると指摘。2020年代は新型コロナの流行により、個人化と階層化がより進んでいるとしました。

労働組合の復権なくして、平和と民主主義の再生はあり得ない

新自由主義化は、労働組合の組織力、交渉力の低下によって起きていると指摘しながらも、民主主義の再生には、労働組合の再生が不可欠となっていると強調しました。また、医療の唯一の産業別労働組合である医労連が、これからの労働運動をけん引する可能性を持っているとして、平和と民主主義、格差のない社会を展望していくために労働運動がどう変われるかが、いま問われているとしました。

※講演録は月刊「医療労働」5月号にも掲載予定です。

2月1日～2日、民医連・生協労組2024年春闘対策会議が、兵庫県姫路市の会場で開催されました。全国から32都道府県48単組支部91人が参加し、24春闘に向けて賃上げ勝ちと意思統一を固めました。

産別統一闘争への結集で 大幅賃上げを

1日目には、日本医労連森田進書記長が「産別統一闘争への結集で大幅賃上げを実現しよう」と題して記念講演を行いました。昨今の物価高に追い付かない日本の賃上げペースを示しながら、診療報酬に賃上げ分を乗せさせた今回の診療報酬改定を大幅賃上げのチャンスとして、組合員全体に意思統一していく事の大切さを強調しました。続いて、細見学部長から問題提起を行い、経営悪化の特徴として医師・看護師、事務幹部が不足している事を挙げ、経営が悪いから賃上げできないので

2つの特別報告でストライキを構えた経験を交流

2日目には、香川民医労の井下庸祐さんから「20年ぶりにストライキを決定して」と、宮城民医労の狩野由紀さんから「ストを構えた23春闘」と題して2件の特別報告が行われました。井下さんからはストライキ権投票率を上げるためにニュースを発行、ストライキを決定するまでのスケジュールをしっかりと組みつ

つ、ストライキを決定。その様子はテレビでも放送。医療労働者の現状を伝え、7年振りのペースアップを獲得しました。狩野さんからは前年を下回る回答を受けて、全組合員にアンケートを配布、その後ストライキを構えた団体交渉を実施し、再回答でスト回避基準を満たす回答を引き出しました。

特別報告後には再度分散会を行い、岩本千鶴副学部長からの団結頑張ろうで締めくく



られました。参加者からの感想では「ストライキの経験を聞いて良かった。解らないからやらないでは何も解らない。ままとする意見に背中を押された」などの感想がありました。

日本医労連精神部会は2月6日、2023年度第2回単組代表者会議をオンラインで開催し、参加者らは経験交流をしながら部会の運動や24春闘に向けて議論しました。

2023年度第2回精神部会単組代表者会議には、1全国組合13県医労連から、複数視聴も含め30人以上が参加しました。

開会にあたり佐々木和敏部会長は、「精神部会の運動を進めさせるために、単組支部も一緒に議論し、様々な運動の広がりを作りたい」と会議の目的を語りました。米沢哲日本医労連書記次長による基調報告ののち、精神部会の運営委員が

特別報告を行いました。東幸枝副部会長は能登半島震災の現在の様子を報告。平時から障害の理解を求め、障害の特性を考えながら避難所を設置することが必要と訴えました。1月末に行った厚労省要請行動と記者会見については田邊亮輔さんが、当日の様子を報告しながら「実際に自分たちで国とたたかってみると、大変なものであるよ、一人ひとりがやらないと変わらないよ、と長年意識改革を積み重ねてきた」と語りました。「スト参加者の給料の補填やボーナスカットにはどの

たたかう労働組合出来る機会を大事に

精神部会単組代表者会議

はストライキを構えたたたかいの経験を話し、要求実現のために組織拡大を最重点にしようとして訴えました。

全体交流では青森健康生労組が、秋闘の経験としてストライキは執行部が代わりにやるものじゃないよ、みんなのものだよ、一人ひとりがやらないと変わらないよ、と長年意識改革を積み重ねてきた」と語りました。

春闘にむけて経験交流

最後に澤口勇副部会長が「要求を掲げると運動が見えて輪が広がる。まずは要求を掲げて、全員が先頭に立って春闘に臨もう」と訴え閉会。感想では「こういう機会に積極的に参加することをお勧めします」とあり、たたく労働組合が出来るようになってくるのでは」とありました。



その差、月額5.4万円超

看護師賃金実態調査 韓国保健医療労組ら訪日

月平均賃金比較



韓国の看護師賃上げ実態 (韓国保健医療産業労働者賃金実態)

「定昇は賃上げ回答とは言わない」

日本医労連は、韓国保健医療労働組合(KH MU)からの要請を受け、1月26日に訪日団と交流を行いました。

研究のため KH MU来日

KH MUと日本医労連は、20年来の交流を続けてきて、22年11月に韓国で開催されたKH MU国際会議以来の再会です。今回の訪日の目的は、KH MU結成25周年記念事業として看護師の「同一価値労働同一賃金」の実現をめざして、産別賃金体系の設計と推進戦略を研究するため、日本の看護師の賃金実態なども聞きながら意見交換をしたということでした。KH MU副委員長ソン・グンヒョンは、委員5人と、高麗大学などの研究者3人、通訳を兼ねて、日本医労連の23春闘討論集会で講演をいただいた労働政策研究・研修機構の呉学殊さんの9人が医療労働会館を訪れ、交流を深めました。午前中には東京民医労東京勤医会支部の協力のもと、東葛病院の見学と当該労組との交流も行いました。

日本と韓国の違い

医療労働者を取り巻く環境は、日本と韓国は似通っているというより、日本における医療制度改善が少し遅れて韓国にも伝播していくような実態があり、医療制度や医療労働者の賃金・労働条件の劣悪さは、以前は同様でした。しかし韓国では、KH MUの運動の成果と、KH MUが支持した文在寅(ムン・ジェイン)大統領時代に医療労働者の賃金水準も着実に改善し、今では全産業平均を上回り、国家公務員の賃金水準よりも高くなっています(上・表参照)。直近(22年)の韓国の医療労働者の賃上げ率は、施設ごと



期昇給を加えてその年の賃上げ額になるとのことでした。KH MUの役員は、「定昇は決まっているものなので、賃上げ回答とは言わない」と指摘。日本医労連もベアを必ず勝ち取っていた20数年前までは、定昇のみの回答は賃上げ「ゼロ回答」である、と認識していたことを思い出しました。韓国では、

日本と韓国の共通課題

看護師賃金実態での日韓共通する課題は、同じ資格で同様の仕事を行っているにもかかわらず、働く施設や場所によって、看護師の賃金水準に大きな格差があることであり、最低賃金を同一にして引き上げることこそ全体の賃金水準も上がっていくということです。賃金水準の引き上げが安定した人員確保につながり、安全・安心の医療提供体制が確立されていくことであり、そのために共に奮闘しよう決意を固めました。

2月/3月 36協定強化月間

日本医労連は、2月〜3月を「36協定強化月間」として設定し、労働時間管理の徹底と併せて時間外労働の縮減や特別条項の廃止など改善を迫る取り組みを強化することとしています。

3月・4月は36協定の更新を迎える事業所が集中する月でもあり、「36協定マニュアル」を活用しながら点検強化・協定時間の改善等を図っていく必要があります。同時に、職員の過半数を組織していない組合については、労働者代表を獲得していくことも重要

な課題になります。また、医師の時間外・休日労働の上限規制(医師の働き方改革)の開始に伴い、医療機関が届け出る36協定の届出の様式が新しくなりました。こうした制度の変更点を押さえつつ、長時間労働から組合員・職場で働くなかまを守り、医療・介護の現場を守る取り組みをすすめることが求められます。

改めて、右の事項について確認し、取り組みを強化しましょう。

お詫びと訂正

1820号3面のまなほナイト動画案内の中で、第2回の講師の氏名に間違いがありました。お詫びして訂正いたします。正しくは、中川勝之介 弁護士です。

① 36協定マニュアルの活用

